**令和７年度事業計画**

**（Ⅰ）基本方針**

令和６年度は、ロシア・ウクライナ戦争の長期化など国際情勢が混迷を極める中、日本を取り巻くアメリカ、中国の動きも不安定化し、課題が多い１年でした。一方、国内では、食品をはじめあらゆるものの値段が高騰し、給与の賃上げが求められていますが、その恩恵を感じることができず現在に至っています。また、日本各地では大雨や地震など自然災害が頻発しており、毎日の暮らしに対しより不安を感じるものになっています。しかしながら、このような状況においても、ひとり親家庭が将来に向かって希望を見出せるよう令和７年度も前向きに活動に取り組んでいきたいと思っています。

先ず埼玉県の委託事業についてですが、「母子家庭交流・生活支援事業」においては、各地域の母子寡婦福祉会における活動は順調に行われると考えています。併せて、広域会員を対象とする活動も、引き続き実施していく計画です。このところ、市町母子寡婦福祉会の数の減少にともなう活動実績の低下により県の予算が減少していましたが、市町母子寡婦福祉会が活動を継続できるように支えるとともに、広域会員向けの活動の充実化を図り会員増加を目指していきたいと考えています。

次に、就業支援であるパソコン教室や「ひとり親家庭資格取得応援事業」についてですが、パソコン教室については事務のIT化の波により定員を超える希望者があり、多くの受講生がスキルの上達を習得することができました。また、令和５年度からあらたに開講した医療事務講座及び調剤薬局事務講座については順調に運営をすることができ、受講生はそれぞれの資格を取得することができました。看護学校受験対策講座は受験した受講生は全員合格という実績をあげました。今年度も同様のメニューで臨み、ひとり親が資格を取得することによって、より経済的に安定した就業をすることができるように支えていきたいと思っています。

女性弁護士による法律相談は、平日に加えて土・日曜日は託児付きで行っていますが、令和６年度は５年度と比べて、より社会的なニーズが高まったことによって利用者が増加しました。昨今の養育費の確保や親子交流の実施、あらたな共同親権の施行など社会的な意識の高まりに対応するために、令和７年度は相談回数を増やして体制を整える計画です。また、女性弁護士に加えあらたに男性弁護士も相談に対応することになり、男女問わず広く県民に対する周知に努めていきます。

収益事業においては、自動販売機の設置台数の増加や事業メニューの見直しなど引き続き収益の増加を目指して取り組んでいきます。また、SNSを使った情報発信など広く地域社会に対し周知を図り、当連合会の認知度を高めていきます。企業の社会貢献や、個人の寄附の相手先に選んでもらえるよう工夫を重ねていきたいと考えています。そして、その果実を会員に還元することによって、あらたな会員の増加を目指して取り組んでいきたいと考えています。

**（Ⅱ）活動テーマ等**

全国母子寡婦福祉団体協議会が定めた令和７年度の全国統一活動テーマに基づいて、当連合会及び傘下の母子寡婦福祉会の活動を実施していきます。

　１　全国統一活動テーマ：つなごう人の輪、守ろう地域の輪

　２　母子に関するテーマ：目指そう自立、活かそう支援策

母子・寡婦に共通するテーマ：未来へつなぐ、世代の輪

　ひとり親家庭の子どもに関するテーマ：すべての子どもに安心と希望を！**（Ⅲ）事業内容**

**１　公益目的事業**

（１）公益目的事業１：母子家庭等交流・生活支援事業

ひとり親家庭親子ふれあい事業

地域の母子寡婦福祉会による各種会合を実施するとともに、地域相談員が地域で孤立しがちなひとり親家庭等に対し同じ仲間目線で相談支援を行うことにより、地域におけるひとり親家庭の見守り体制を保持していきます。

ア　地域相談員養成研修

地域の母子寡婦福祉会の役員等を対象に、ひとり親家庭の良き相談役として活動を行うため、相談技術や福祉制度等に関する研修を実施し、その修了者に対し地域相談員を委嘱します。

イ　交流会・相談会・生活支援講習会の開催

地域の母子寡婦福祉会は、地域の実情に応じて相談会とともに交流会を開催し、孤立しがちなひとり親家庭に対し仲間との交流の場を提供します。併せて、子育てや健康、家計管理に関する講習会等を開催します。これらの会合には、会員の周りのひとり親にも広く参加を呼びかけ参加を促します。

この活動の中で、地域相談員は悩み事を抱えているひとり親に対して、仲間目線に立ったアドバイスを行っていきます。必要に応じて関係機関に繋げていくとともに、継続的な見守り活動を行っていきます。

なお、当連合会では、相談指導員（事務局員）により活動内容や事務処理に関するアドバイスを行います。また、母子寡婦福祉会のない地域のひとり親家庭に対しては、直接相談指導員が相談にのるとともに、他の事業で行っている交流イベントの案内や企業等からの寄付品の送付などを通じて支援を行っていきます。

また、会員向けにZOOMを使用して、タイムリーな話題をテーマとしたおしゃべりサロン的として「かるがも・カフェ」を定期的に開催します。

ウ　ひとり親家庭親子ふれあい事業の実施

収益事業の果実や助成金・企業等からの寄附を活用して、小学生以下の子どもがいるひとり親家庭へクリスマスの時季に送付する「クリスマスお楽しみボックス」、新小学一年生に贈呈する「新入生ランドセルプレゼント」、広域会員を対象とした「中学生支援米」の送付を実施する計画です。また、あらたに個人の方の寄付をもとに新中学１年生に就学支援金を贈呈する事業を開始します。このような催しを通して、会員・非会員を問わず母子寡婦福祉会のない地域についても繋がりを拡げ、非会員については母子寡婦福祉会への加入を働きかけます。

エ　外部団体が主催する社会貢献活動への協力

民間企業や他の非営利活動法人等が行うひとり親家庭に対する社会貢献活動（ロ

ーソン：給付型奨学金制度、活樹祭、コープみらい財団：給付型奨学金制度、東京YMCA・三菱商事：親と子の自然教室、毎日興業：大宮アルディージャ・さいたまブロンコス試合招待　など）と連携しながら、ひとり親家庭の福祉向上に寄与していきます。

（２）公益目的事業２： 埼玉県母子・父子福祉センター法律相談等事業

埼玉県ひとり親家庭資格取得応援事業

ひとり親家庭向け研修会開催事業

ア　法律相談

ひとり親家庭の問題に詳しい弁護士に依頼して、当連合会所在地であるさいたま市

において実施し、併せて、交通の利便性を考え東部地区（春日部市）及び西部地区（川越市）においても実施します。平日に加え、引き続き今年度も託児サービスをつけて土・日曜日においても実施する計画です。今年度から相談回数を増加し、合計年３０回（1回につき３相談枠を設定）を計画し、今までは女性弁護士による相談を行ってきたが、男性からの相談が増加傾向にあることから、日曜日を主に男性弁護士による相談日を設けることにします。

イ　技能講習会（パソコン教室）

就職や転職時での地位向上に必要なパソコン技能の習得を目的として、講習会（平

日コース・休日コース）を開催します。ワード講座においては初心者から資格取得希望者までの受講を可能とし、他にワードとエクセルのどちらかを選択できる講座も開講します。また受講者が安心して受講出来るように託児サービスを行うとともに、西部地域でも開講します。

ウ　就業支援講座

就職・転職に際して必要となる知識・技術の習得を目的とした講習会をパソコン教

室と一体的に開催します。

また、｢埼玉県ひとり親家庭資格取得応援事業｣においては、正規雇用に結びつきや

すい資格取得やより条件のよい転職を支援するために以下のとおり実施します。先ず、

看護学校を受験するための予備校として受験対策講座を開講し、看護師資格の取得を

支援します。また、医療事務講座及び調剤薬局事務講座を開講し、それぞれの資格取

得を支援します。今年度から、それぞれの講座において人数を限定して受講期間中に

託児サービスを実施する計画です。

　ひとり親の経済的自立を支援する目的として、ひとり親が資格取得を目指すための

セミナーを開催します。

（３）公益目的事業３：情報提供活動・研修会参加・市町村団体助成事業

収益事業の果実及び共同募金助成事業を主な原資として、以下の事業を実施します。

ア　情報提供

1. 会報誌の発行

「かるがも通信」として年２回の発行し、当連合会及び地域の母子寡婦福祉会の活動紹介や、ひとり親家庭のための有益な情報を提供します。

1. ホームページの更新

当連合会活動の情報開示の場とするとともに、広くひとり親家庭に対する情報提供の窓口として運営します。地域の母子寡婦福祉会の活動の情報や、ひとり親家庭にとって必要と思われる奨学金をはじめ各種情報を迅速に提供します。

1. 『事業概要』『市町村団体調べ』の作成

当連合会の歴史の変遷を記録するとともに毎年の活動について、ホームページを通じて関係機関をはじめ広く周知を図ります。地域の母子寡婦福祉会の現況を相互に認識し、活動の活発化と連携強化を図っていきます。

1. SNSを活用した情報提供

ひとり親世代のコミュニケーションツールの一つとして利便性の高いラインを活用し、迅速に会員をはじめ広く県内のひとり親家庭に有益な情報を提供します。

イ　各種研修会参加

例年開催している関東地区母子寡婦福祉研修大会は９月に千葉県において開催、全国母子寡婦福祉研修大会は１１月に鳥取県において開催される予定です。この研修大会へは、地域の母子寡婦福祉会の役員等が参加し、活動の先進的事例を学ぶとともに他の団体の会員と交流を深め、地域での活動に活かすことを目的としています。

また、事務局職員は、日常の相談業務等に役立てるために養育費等相談センターや県等が主催する研修に積極的に参加します。

ウ　市町村団体助成

財政基盤の比較的弱い市町の母子寡婦福祉会の活動に対して引き続き助成を行うことにより、地域におけるひとり親家庭の活動を支援します。

**２　収益事業**

清涼飲料水自動販売機の設置運営については、埼玉県内にある国や独立行政法人、地方公共団体等に対し積極的に働きかけ、設置台数の増加に努めます。併せて、自動販売機のラッピングを進めるなどして、社会に対し理解を広めていきたいと考えています。

物資斡旋については、観劇及び手帳や全母子協指定業者（堀内八郎兵衛等）の物品を地域の母子寡婦福祉会はもとより、広く積極的に斡旋することにより収益の確保を図ります。また、当連合会のホームページの充実化を図り、企業や個人の方の寄附の募集を積極的に行っていきたいと考えています。

**３　法人運営**

（１）広く会員の協力のもと、理事、評議員の積極的な参加により円滑な運営に努めます。

（２）ホームページやSNSを通じて随時情報発信を行い、若年ひとり親世代の会員確保に

取り組んでいきたいと考えています。母子寡婦福祉会のない市町村での広域母子会員

の加入促進を進め、会員数の増加に努めます。

（３）会員に対しては、法人を運営するにあたり財源となる収益事業への協力を求めていきたいと考えています。また、広く一般の方に対する広報にも力を入れ、当連合会の活動にたいする理解と協力を求めていきたいと考えています。

（４）全母子協とともに、ひとり親家庭の生活向上に関する事項や当連合会の運営に関す

る事項などについて、陳情や要望活動に取り組んでいきます。